

◇令和7年度 市民参加の対象としなかった事項一覧

- 1号
- 緊急を要するもの
- 2号
- 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- 3号
- 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- 4号
- 軽易なもの
- 5号
- 市の執行機関内部の事務処理に関するもの

No.	施策等の名称	施策の発効日	対象としなかった理由	対象としなかった理由	担当課
			(条例第5条2項)		
1	座間市市税条例の一部を改正する条例	令和8年4月1日	(2)	市税の賦課徴収その他の金銭の徴収に関するもの	市税総務課
2	市地域防災計画の改定	令和8年3月	(4)	神奈川県地震被害想定調査の見直し結果を踏まえた、軽易な修正のため。	危機管理課
3	座間市看護師等奨学金貸付条例の一部改正	令和8年4月1日	(4)	義務を課し、又は権利を制限する条例の改正ではなく軽易なもののため	健康医療課
4	座間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	令和7年4月1日施行	(2)	地方税法施行令の一部改正に伴うものであるため。	保険年金課
5	座間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	令和8年4月1日施行	(2)	地方税法施行令の一部改正等に伴うものであるため。	
6	座間市犯罪被害者等支援条例（仮称）の制定	令和8年4月1日	(3)	法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの （本件は、警察庁所管「犯罪被害者等基本法」に規定される条例制定であり、細かな基準についても本法、犯罪被害者等基本計画、県の条例等の基準等に基づいて策定し運用されるものとして、専門性の高い条例制定と位置付けたため。）	市民広聴課